



公告第13号

令和7年9月4日付けで認可地縁団体である夫沢2区から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月9日

大熊町長 吉田 淳



- 1 認可地縁団体名称
夫沢2区

- 2 区域
双葉郡大熊町大字夫沢字長者原及び中央台の1部

- 3 主たる事務所
双葉郡大熊町大字夫沢字長者原534番地

- 4 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
墓地	615㎡	双葉郡大熊町大字夫沢字長者原567番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙のとおり

- 5 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

- 6 異議を述べることができる期間
令和7年9月9日から令和7年12月9日まで

- 7 異議を述べる方法
大熊町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項の規定による申出書及び関係書類を提出すること。

- 8 申出書等提出先
大熊町役場 総務課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717番）
電話番号0240-23-7569〔直通〕

○申請不動産に関する事項

・土地

No.	地 目	面 積	所 在 地
1	墓地	6 1 5 m ²	双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 5 6 7 番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

No.	氏 名	持 分	住 所
1	石田長太郎	持分 2 4 分の 1	住所の記載なし
2	和田甚右エ門	持分 2 4 分の 1	同上
3	中屋與三郎	持分 2 4 分の 1	同上
4	田主伝之助	持分 2 4 分の 1	同上
5	渡辺熊藏	持分 2 4 分の 1	同上
6	田村孫兵エ	持分 2 4 分の 1	同上
7	森田巳之助	持分 2 4 分の 1	同上
8	吉沢由松	持分 2 4 分の 1	同上
9	山本久造	持分 2 4 分の 1	同上
10	前本石造	持分 2 4 分の 1	同上
11	志賀清助	持分 2 4 分の 1	同上
12	池下與七郎	持分 2 4 分の 1	同上
13	竹岡清左エ門	持分 2 4 分の 1	同上
14	尾内重藏	持分 2 4 分の 1	同上
15	坂本慶二郎	持分 2 4 分の 1	同上
16	西口栄五郎	持分 2 4 分の 1	同上
17	森田文治	持分 2 4 分の 1	同上
18	樋渡喜助	持分 2 4 分の 1	同上
19	池下力松	持分 2 4 分の 1	同上
20	西尾弥平治	持分 2 4 分の 1	同上
21	樋渡佐市	持分 2 4 分の 1	同上
22	亀屋源太郎	持分 2 4 分の 1	同上
23	中野源助	持分 2 4 分の 1	同上
24	岡崎庄太郎	持分 2 4 分の 1	同上